

新型コロナウイルス等感染拡大予防ガイドライン

1 基本方針

- (1) 社会教育施設の利用にあたっては引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すこと
- (2) 利用にあたり3つの条件「①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声」を避けるよう実施内容や方法を工夫すること
- (3) 利用者は手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、一度に大人数が集まって密集する活動にならないよう十分留意すること。

2 社会教育施設の利用前の留意事項

- (1) 体調の確認（以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる）
 - ① 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③ 過去2週間以内に感染者が発生した市町村等へ渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- (2) 個人利用者は、氏名、連絡先、入退室時間を管理者に報告すること。
- (3) 団体利用の代表者は、全員の以下事項を把握し可能な限り書面で保管すること。
 - ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取り扱いに十分注意する。
 - ② 利用当日の体温
 - ③ 利用前2週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱	イ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）	エ 嗅覚や味覚の異常
オ 体が重く感じる、疲れやすい等	カ 陽性とされた者との濃厚接触の有無
- (4) マスクを持参すること。

3 社会教育施設の利用中の留意事項

- (1) 入退室時には手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (2) 他の利用者との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- (3) 利用者は極力短時間で利用し、長時間にわたる滞在をしないこと。
- (4) 室内では必要最低限の会話に努め、飛沫による感染リスクを抑えること。